

## 第20回信託オープンセミナー

## 近時のガバナンス改革について（要旨）

西村あさひ法律事務所弁護士 武井 一 浩

信託協会では、信託制度のより一層の健全な発展に資する観点から、当協会加盟会社の役職員だけでなく、広く信託業務等に関係されている方や関心のある方を対象に、平成21年から「信託オープンセミナー」を開催しています。

金融庁および東京証券取引所が事務局を務める「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」が平成30年3月に取りまとめた提言を受けて、東京証券取引所はコーポレートガバナンス・コードを同年6月に改訂し、これを受けて、金融庁は実効的な「コンプライ・オア・エクスプレイン」を促すための「投資家と企業の対話ガイドライン」を制定しました。また、近時は役員報酬等、企業経営のガバナンスをめぐる、様々な見解が出されています。

このような状況を踏まえ、当協会では、同フォローアップ会議メンバーである西村あさひ法律事務所弁護士 武井一浩氏を講師として、同年12月19日に「信託オープンセミナー」を開催し、「近時のガバナンス改革について」と題してご講演いただきました。本誌では、その講演の要旨を武井氏からご寄稿いただきました。

1. 当日は、ガバナンスをめぐる近時の課題について多岐にわたる話がなされた。
2. コーポレートガバナンスの強化により、経営者のマインドを変革し、グローバル競争に打ち勝つ攻めの経営判断を後押しする仕組みを強化していくという観点でのガバナンス改革は、この数年の各種データからも着実な成果を示しつつある。
3. ダブルコードの施策の一つである投資家と企業との建設的対話は、数字だけでは伝わらない“つなぎ”をナラティブに伝える効果等から、ESG/SDGsをはじめ実務が着実に進んでいる。
4. 他方、欧米を含め、機関投資家側の短期志向とパッシブ化/形式主義化の進行は、企業法制という観点からも一つの重要課題を提示している。EUの株主権指令による実質株主の把握制度、英国のガバナンスコードの改訂なども重要事象である。世界的にアクティビストが隆盛を極めていることについては欧米でも様々な議論が活発化している。
5. 日本の会社法制は1970～80年代の直接民主制を基礎とした建付けのままとなっている。今後は、欧米の多くの国が採用しているように、間接民主制（ボード/取締役が重要な役割を果たす）の要素もより取り入れたバランスの良い内容であることが求められよう。

(たけい・かずひろ)